

- 4 被保險者の家族に對する給付の制を法定の制度とすること(現行法に於ては任意的制度なり)
- 5 被保險者の配偶者にも分娩費を支給するものとする

四 保險醫及保險藥劑師の制度を左の如く改善すること

- 1 地方長官は一般醫師、齒科醫師、藥劑師に就き保險醫又は保險藥劑師たることを指定することとし、且正常の事由なくして保險醫又は保險藥劑師たることを拒み得ざるものとする
- 2 保險醫又は保險藥劑師より保險者に請求すべき療養の給付に關する額は醫師會等の意見を聽き主務大臣に於て定むるものとする
- 3 行政官廳は當該官吏をして診療録其の他の帳簿書類を検査せしめ得るものとする
- 五 被保險者の爲にする福利施設を強化し得るの方途を講ずること

- 1 保險者は、自ら被保險者等の爲にする福利施設を設置するのみならず、他に此の種施設を爲すものあるときは之に對し助成金を交付し得るものとする
- 2 主務大臣は保險組合に對し被保險者等の爲にする福利施設の設置を命じ又け之に必要な費用の支出を命じ得るものとする
- 3 保險組合聯合會を置くの制を設け、聯合會に對しても前掲(2)の命令を爲し得るものとする

醫療法案要綱

一 國民に適正なる醫療を受けしめ以て國民保健の向

上を圖る爲醫療法を制定し現行醫師法及齒科醫師法の內容は本法に統合規定すること

- 3 日本醫療團に總裁、副總裁、理事、監事、顧問及評議員を置き厚生大臣に於て任命すること
- 4 政府は日本醫療團に對し出資するものとする

二 醫師の本人を明定し以て醫道の振作、醫術の進歩に資すること

- 5 日本醫療團は醫療債券を發行し得ること
- 6 政府は日本醫療團に對し必要な助成及保護を爲すこと

三 病院、診療所及産院の開設には許可を要すること

- 7 日本醫療團の事業に對しては國稅及地方稅減免の途を講ずること
- 8 日本醫療團は他の醫療施設の讓受又は借受を爲すことを得ること

四 厚生大臣必要ありと認むるときは醫師及齒科醫師の免許を初めて受けたる者に付一定期間内に其の勤務指定を爲し得るものとする

- 9 日本醫療團は其の業務の用に充つる爲必要な土地又は土地に關する所有權以外の權利を收用又は使用し得るものとする
- 10 日本醫療團は厚生大臣の監督を受くること

五 厚生大臣必要ありと認むるときは醫療關係者に對し醫療内容に付必要な措置を講じ得ることとし、又醫療關係者をして醫療上必要な事項の修習を爲さしむることを得ることとし以て醫術の向上に資すること

- 11 日本醫療團は其の業務の用に充つる爲必要な土地又は土地に關する所有權以外の權利を收用又は使用し得るものとする
- 12 日本醫療團は厚生大臣の監督を受くること

六 厚生大臣は醫療報酬及給與高きに失する場合に於て之が抑制に付必要な措置を講じ得るものとする

- 13 日本醫療團は其の業務の用に充つる爲必要な土地又は土地に關する所有權以外の權利を收用又は使用し得るものとする
- 14 日本醫療團は厚生大臣の監督を受くること

七 醫師會及齒科醫師會の使命、會員の範圍其の他に付必要な改正を加へ以て其の公共的活動の強化を圖ること

- 15 日本醫療團は其の業務の用に充つる爲必要な土地又は土地に關する所有權以外の權利を收用又は使用し得るものとする
- 16 日本醫療團は厚生大臣の監督を受くること

八 醫療施設の普及並に醫療内容の向上に資し併せて醫師の醫療經營上の負擔軽減に資する爲左の要領に依り日本醫療團を設置すること

- 17 日本醫療團は其の業務の用に充つる爲必要な土地又は土地に關する所有權以外の權利を收用又は使用し得るものとする
- 18 日本醫療團は厚生大臣の監督を受くること

九 日本醫療團は法人とし政府の保健國策に即應し醫療の普及向上を圖るを目的とすること

- 19 日本醫療團は其の業務の用に充つる爲必要な土地又は土地に關する所有權以外の權利を收用又は使用し得るものとする
- 20 日本醫療團は厚生大臣の監督を受くること

十 日本醫療團は左の業務を行ふこと

- 21 病院、診療所及産院の建設及經營
- 22 醫療關係者の指導並に補習教育
- 23 前各號の業務に附帶する事業

十一 日本醫療團は左の業務を行ふこと

- 24 病院、診療所及産院の建設及經營
- 25 醫療關係者の指導並に補習教育
- 26 前各號の業務に附帶する事業

十二 日本醫療團は左の業務を行ふこと

- 27 病院、診療所及産院の建設及經營
- 28 醫療關係者の指導並に補習教育
- 29 前各號の業務に附帶する事業

十三 日本醫療團は左の業務を行ふこと

- 30 病院、診療所及産院の建設及經營
- 31 醫療關係者の指導並に補習教育
- 32 前各號の業務に附帶する事業

十四 日本醫療團は左の業務を行ふこと

- 33 病院、診療所及産院の建設及經營
- 34 醫療關係者の指導並に補習教育
- 35 前各號の業務に附帶する事業

所得稅法並に恩給法中改正法律案に於ける人口政策的考慮

第七十九回帝國議會に提出せらるる増稅等に關する法律案中の所得稅法の改正並に恩給法中改正法律案は共にその要綱の閣議決定を見るに到つたが、特に人口政策的考慮を加へられたる點を示せば左の如くである。

所得稅法中改正法律案に於ける扶養家族控除制度の擴充

分類所得稅に於ても一般増稅方針に隨ひ稅率の引上

(勤勞所得の場合)は百分の六より百分の十(一)及び免税  
點又は基準控除額の引下(勤勞所得の場合)は七百二十  
圓より六百圓(一)が行はれるが、之と共に扶養家族控  
除の恩典は擴充される。

即ち扶養家族控除は現行の一人に付年十二圓(月一  
圓)を年二十四圓(月二圓)に改むる外、扶養家族中子  
五人以上ある時は右控除額は年三十六圓(月三圓)に引  
上げられる。尙扶養家族の控除は綜合所得税を納むる  
者の分類所得税についても認められることとなる。

### 恩給法中改正法律案に於ける遺族員數 に因る加給制度の制定

また恩給法中改正法律案要綱は左の如くで、第三項  
は人口政策的考慮を加味せるものとして注目される。

### 恩給法中改正法律案要綱

一 戰務加算は現行法に於て戰地戰務加算一月に付三  
月、戰地外戰務加算一月に付一月を加算すとあるを  
戰地と戰外地とを問はず何れの地域に於ても戰務の  
内容に依り一月に付三月以内にて適當なる加算を  
爲し得ることにせんが爲戰地戰務と戰地外戰務との  
區別を廢し一月に付三月以内の加算を爲すことに改  
むること

二 左の遺族扶助料は一定額以下のものに付相當増額  
すること

- 1 戰闘公務死に因る扶助料
  - 2 普通公務死に因る扶助料
- 三 遺族扶助料の遺族の員數に因る加給額は現行法に  
於ては三人以上五人迄は順次累増し六人以上は五人

の場合と同額なるも六人以上に付ても其の員數に應  
じ増額することに改むること

### 拓務省の滿洲開拓第二次五箇年計畫 要綱の發表

二十箇年百萬戸五百萬人入植を目標とする滿洲開拓  
移民政策は昭和十六年を以てその第一期五箇年計畫を  
終了し、十萬戸入植豫定に對して八萬一千餘戸送付と  
いふ概ね順調な實績を擧げたが、拓務省に於ては第二  
期五箇年計畫を立案、昭和十七年一月六日の閣議は之  
を正式決定、同日上奏御裁下をも得て、その要綱を發  
表した。之を掲ぐれば次の如くで、第一期計畫を通じ  
累計三十萬戸の送付を目標としてゐる。

### 滿洲開拓第二次五箇年計畫要綱

#### 方針

滿洲開拓政策第二期五箇年計畫は東亞共榮圈内に於  
ける大和民族の配分布置の基本國策に照應し廿箇年百  
萬戸計畫の開拓政策基本要綱に則り更に第一期五箇年  
計畫の實績に鑑み現下の戰時態勢に即應し日滿兩國一  
體的重要國策たる使命を更に昂揚し特に日本内地人  
開拓民を中核とする民族協和の確立達成、東亞防衛に  
おける北方據點の強化、滿洲農業の改良發達及び増産  
促進に重點を指向して之が策定を爲すものとす。

#### 要領

一 第二期五箇年計畫は廿箇年百萬戸計畫を基準とし  
第一期計畫を通じ累計卅萬戸に達せしむるを自途とし  
昭和十七年度以降五箇年間に一般開拓民、義勇隊  
開拓民を含め廿二萬戸を計畫目標とす、青年義勇隊

に付ては十三萬人を計畫目標とす。

二 第二期五箇年計畫の遂行に當りては一貫せる脈絡  
の下に各關係機關をしてその綜合的機能の發揮に遺  
憾無からしむると共に地方指導力の鞏化を期するもの  
とす。

三 開拓民に就ては日滿兩國を通ずる適正なる農村人  
口の維持培養を自途とし農村の再編成を主眼とする  
分村計畫に依るを原則とし母村と分村、府縣と省縣  
との精神的、社會的、經濟的連繫の緊密化を圖ると  
共に之が送付の計畫的且確實なる完遂を期するもの  
とす。時局の進展に基く歸農開拓民に付ては之が保  
護斡旋に付き特別の考慮を拂ふものとす。

四 青年義勇隊に付ては郷土部隊編成を一層計畫的  
ならしめ之が訓練内容及施設の改善充實を圖るものと  
す。

五 女子に付てはその積極的進出を促進する爲女子一  
般に對する啓蒙宣傳及教育を更に徹底せしめ女子訓  
練施設を整備充實し速急に開拓民配偶者の確保を圖  
るものとす。

六 開拓民指導者の養成確保に付ては速急に之が養成  
機構を整備すると共に特に青年義勇隊員中より之が  
適格者を簡拔し養成するの方途を講ずるものとす  
保健畜産指導員に付てはその補充に關し一層有效な  
る方途を考究するものとす。

七 開拓地農法改善に付ては既定方針に則り之が普及  
徹底の積極化に付き特段の措置を講ずるものとす。

八 開拓地の設定に付ては綜合立地計畫並に國防上の  
要請を勘案すると共に入植の實施は可及的集約的且  
效率的ならしむるものとす之が爲適地調査の能率化